

要求水準書等に関する質問書に対する回答（令和4年4月18日回答分①）

鳥取市公設地方卸売市場再整備事業の要求水準書等について、次のとおり質問・意見がありましたので、回答します。

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	質問内容	回答
			第1	1	(1)	ア			
1	要求水準書【案】	6	第2	1	(1)		敷地面積 開発許可 建築基準法51条	開発許可欄「地方卸売市場として卸売市場法の認定を受けており開発許可不要」とありますが、敷地面積欄の注3により、建築基準法51条による都市計画においてその敷地の位置が決定されているではなく、同条ただし書きの許可を受けていると捉えて良いでしょうか？（全ての土地について）	お見込のとおりです。 昭和46年新築時は、建築基準法第51条ただし書きによる許可を受けて建設しています。 なお、本事業にあわせて都市計画決定を受ける予定としています。
2	要求水準書【案】	10	第3	3	②	ア	事前調査業務	「周辺家屋調査、交通量調査、地盤調査、電波障害調査を必須」とありますが、周辺家屋調査については利害関係の無い第三者であるべきで、貴市の発注として頂けないでしょうか？ また、建替えに伴い交通量が変わるとは思えないので、交通量調査は不要ではないでしょうか？必要な場合、目的や調査区間、観測日時間帯等の詳細をお教え下さい。	周辺家屋調査の本市発注について検討し、公募時の募集要項等に反映します。 交通量については、自由提案事業により、大幅に交通量が増加することが予測される提案があった場合のことを想定しており、交通量の増加が予測されない提案の場合は不要です。 ゆえ、下記のとおり、要求水準書を変更する予定です。 【要求水準書の変更】 前：周辺家屋調査、交通量調査、地盤調査、電波障害調査を必須とし、 ～～ 後：提案する内容に伴い必要となった場合には協議のうえ、交通量調査、地盤調査、電波障害調査、～～ ※P43：2-(1) 事前調査業務 についても併せて変更
3	要求水準書【案】	49	第5	3	(2)	②イ	工事監理業務	「原則として常駐監理」とありますが原則とは、遅滞なく監理業務が行える体制であれば常駐までの必要は無いと考えても良いでしょうか？	お見込のとおりです。